

議案第133号

大阪市火災予防条例の一部を改正する条例案

大阪市火災予防条例（昭和37年大阪市条例第14号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）を加える。

改正後	改正前
（液体燃料を使用する器具） 第19条　〔略〕 <u>2　前項に規定するもののほか、液体燃料を使用する調理に用いる器具にあつては、その周囲において使用する排気ダクト等、火炎伝走防止装置及びグリス除去装置に油脂等が付着しないよう適切に管理しなければならない。</u> （固体燃料を使用する器具） 第20条　〔略〕 2　前項に規定するもののほか、固体燃料を使用する器具の取扱いの基準については、<u>前条第1項第1号から第10号の2までの規定を準用する。</u> <u>3　前2項に規定するもののほか、固体燃料を使用する調理に用いる器具については、前条第2項の規定を準用する。</u> （気体燃料を使用する器具） 第21条　〔略〕 2　前項に規定するもののほか、気体燃料を使用する器具の取扱いの基準については、<u>第19条第1項第1号から第11号までの規定</u>	（液体燃料を使用する器具） 第19条　〔同左〕 〔新設〕 （固体燃料を使用する器具） 第20条　〔同左〕 2　前項に規定するもののほか、固体燃料を使用する器具の取扱いの基準については、<u>前条第1号から第10号の2までの規定を準用する。</u> 〔新設〕 （気体燃料を使用する器具） 第21条　〔同左〕 2　前項に規定するもののほか、気体燃料を使用する器具の取扱いの基準については、<u>第19条第1号から第11号までの規定を準用</u>

を準用する。 <u>3 前2項に規定するもののほか、気体燃料を使用する調理に用いる器具については、第19条第2項の規定を準用する。</u> (電気を熱源とする器具) 第22条 [略] 2 前項に規定するもののほか、電気を熱源とする器具の取扱いの基準については、<u>第19条第1項第1号</u>から第8号まで、第10号及び第10号の2の規定(器具の表面に可燃物が触れた場合に当該可燃物が発火するおそれのない器具にあつては、<u>同項第2号</u>及び第6号から第8号までの規定に限る。)を準用する。 <u>3 前2項に規定するもののほか、電気を熱源とする調理に用いる器具については、第19条第2項の規定を準用する。</u> (使用に際し火災の発生のおそれのある器具) 第23条 [略] 2 前項に規定するもののほか、火消しつばその他使用に際し火災の発生のおそれのある器具の取扱いの基準については、<u>第19条第1項第2号</u>から第8号まで、第10号及び第10号の2の規定を準用する。	する。 [新設] (電気を熱源とする器具) 第22条 [同左] 2 前項に規定するもののほか、電気を熱源とする器具の取扱いの基準については、<u>第19条第1号</u>から第8号まで、第10号及び第10号の2の規定(器具の表面に可燃物が触れた場合に当該可燃物が発火するおそれのない器具にあつては、<u>同条第2号</u>及び第6号から第8号までの規定に限る。)を準用する。 [新設] (使用に際し火災の発生のおそれのある器具) 第23条 [同左] 2 前項に規定するもののほか、火消しつばその他使用に際し火災の発生のおそれのある器具の取扱いの基準については、<u>第19条第2号</u>から第8号まで、第10号及び第10号の2の規定を準用する。
備考 表中の[]の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。	

附 則

この条例は、令和9年4月1日から施行する。

令和8年9月15日提出

大阪市長 横 山 英 幸

説 明

火を使用する器具の周囲で使用する排気ダクト等の管理に関する基準を定めるため、条例の一部を改正する必要があるので、この案を提出する次第である。